自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定

令和6年8月30日 萩山口信用金庫

1. (預金の支払時期等)

自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、証書表面記載または通帳記載 (以下「表面記載」といいます。)の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、次条自動継続 扱いの預金は、継続停止の申出があったときに、満期日(継続をしたときはその満期日)以後に利 息とともに支払います。

2. (自動継続)

- (1) この預金を自動継続扱いとする場合は、表面記載の満期日に前回と同一の期間に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および表面記載の利率(継続後の預金については第2条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算します。

ただし、預入日の2年後の応当日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の 支払は次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率(継続後の預金については、継続後の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。
- B. 預金口座に振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- C. 定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にこの自由金利型2年定期 預金(M型)と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法によって計算し、満期日以後に支払います。
- ③ 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日以後に支払います。
- (2) 自動継続扱いの預金は継続後の預金利息についても前項と同様の方法で計算します。継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座に入金し、または元金に組み入れます。

中間利息定期預金の満期払利息は満期日に元金に組み入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して継続します。

- (3)満期日以後に解約する場合の利息(中間払利息を除きます。)、また、自動継続扱いで継続を停止して満期日以後に解約する場合の利息(中間払利息を除きます。)は、解約日にこの預金とともに支払います。
- (4) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について 解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (5) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、下記の計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率とします。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの 預金の場合
 - A. 6 か月未満 解約日における普通預金利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
 - C. 1年以上3年未満 約定利率×70%
 - ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6 か月未満 解約日における普通預金利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - F. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
 - ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6 か月未満 解約日における普通預金利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
 - G. 3年以上5年未満 約定利率×90%
 - ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%
 - C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
 - D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
 - E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
 - F. 2年6か月以上3年未満···· 約定利率×70%
 - G. 3年以上4年未満····· 約定利率×80%
 - H. 4年以上5年未満·····納定利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行、または通帳の記載を行わないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については、別途通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄(通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。

5. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

6. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、 預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか 遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは次の各号に 掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる 事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - A. 異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日
 - ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと 当該手続が終了した日
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。) 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
 - ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等

7. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権 は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者等は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまた

は国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

- ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠 預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を 受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取 得する方法によって支払うこと

定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日(定期積金の場合は払込日)とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金(掛金)になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換え(通帳の場合は当該受入れの記載を取消したうえ)に、当店で返却します。

2. (預積金の解約、書替継続)

- (1) この預積金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄(通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに当店へ提出してください。自由金利型期日指定定期預金または積立定期預金(複利エンドレス型)の場合、この預金の一部の金額を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに当店へ提出してください。
- (2) 当金庫の債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めたときは、この預積金は満期日前に解約できません。

3. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等)

- (1) 証書(通帳) や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 証書(通帳)または印章を失った場合のこの預積金の解約、元利金の支払い、または証書(通帳)の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書(通帳)を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後 見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行 為能力に影響を及ぼす事由(補助・保佐・後見の開始等)が生じたときも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意 後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前4項の届出の前に当金庫が過失なく預積金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻し 等については、預積金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消 しを主張できないものとします。

5. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、払戻請求者等が預積金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。

なお、個人のこの預積金の取引において、預金者は、盗取された証書(通帳)を用いて行われた 不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

6. (盗難通帳 (証書) を用いた解約または書替継続による払戻し等)

- (1) 個人のこの預積金の取引において、盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な解約または 書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号の すべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれらにかかる手数料・利 息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳(証書)の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事 実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ 通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があるこ とを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前 の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対 象額」といいます。) を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳(証書)が盗取された日(通帳(証書)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳(証書)を用いて行われた当該払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、 当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって 行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳(証書)の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳(証書)により当該払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預積金は、次条第3項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第3項のいずれかに該当する場合には、当金庫はこの預積金の口座開設をお断りするものとします。

8. (解約等)

- (1) この預積金を解約する場合には、第2条(預積金の解約、書替継続)に準じて解約します。
- (2) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預積金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預積金を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預積金の口座名義人が存在しないことが明らかになった場合または預積金の口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預積金の預金者が次条 (譲渡、質入れ等の禁止) 第1項に違反した場合
- ③ この預積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる 場合
- (3) 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預積金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預積金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

また、この預積金の解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負わないものとし、解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務 を妨害する行為
 - E. その他前記に準ずる行為
- (4) 法令にもとづき預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預積金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預積金を解約することができるものとします。
- (5)前3項により解約する場合の利息は預積金規定の期日前解約利息に準じて計算し、この預積金が 解約され残高がある場合、またはこの預積金取引が停止されその解除を求める場合には、証書(通 帳)を持参のうえ、当店へ申出てください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預積金および証書(通帳)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合 には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したも のとして、相殺することができます。なお、この預積金に預金者の当金庫に対する債務を担保する ため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために 質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して(通帳の場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに)通知と同時に当金庫に提出してください。ただし、この預積金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく 異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が 認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法 548 条の 4) に基づき(付随的な事柄や手続 に係る事項等は除きます。)変更できるものとします。
- (2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、当金庫ウェブサイト、店頭表示その他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3)前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。